

母子保健奨励賞審査委員会規則

公益財団法人母子衛生研究会

公益財団法人母子衛生研究会
母子保健奨励賞審査委員会規則

平成 24 年 4 月 1 日施行
平成 24 年 6 月 26 日改正
平成 25 年 4 月 1 日施行

(目的)

第 1 条 この規則は、この法人が、母子保健功労顕彰会母子保健奨励賞表彰を公正かつ適切に行うに当たり、理事会の依頼に応じ、母子保健奨励賞受賞候補者の推薦活動の審査及び受賞者の選考を行う母子保健奨励賞審査委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第 2 条 委員会は、推薦された母子保健奨励賞の受賞候補者の母子保健活動について母子保健奨励賞受賞候補者調書及び受賞候補者本人による作文等を参考に審査を行い、母子保健奨励賞の受賞候補者の中から受賞者を選考し、理事会へ報告することを任務とする。

(委員)

第 3 条 委員は、母子保健に係る深い学識若しくは高度の経験を有する専門家又は母子保健の発展向上に深い理解を有する者の中から、産婦人科学、小児科学、栄養科学、保健科学等各分野のバランスに配慮した上で、理事長が委嘱する。

2 委員は、8 名以上 15 名以内とする。

3 委員は、この法人の理事であることを妨げない。ただし、委員の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に、委員長 1 名を置き、必要に応じて副委員長 2 名以内を置くことができる。

2 委員長及び副委員長は、理事長が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(委員会)

第 5 条 委員会は、委員長又は理事長が招集する。

2 委員会を招集しようとするときは、委員に対し、あらかじめ議題、日時、場所その他必要な事項を通知しなければならない。

3 やむを得ない理由のために委員会に出席できない委員は、議題について書面をもってあらかじめ意思表示し、又は他の委員を代理人として決議を委任することができる。この場合においては、当該委員は委員会に委任状を提出しなければならない。

4 委員会は、委任状出席者を含めて委員の過半数の出席がなければ、これを開催することができない。

5 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

6 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面をもって委員の意見を求めることにより、委員会の開催又は議決に代えることができる。この場合においては、委員長はその結果について、各委員に報告しなければならない。

7 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決するものとする。

8 委員会は、非公開とする。

9 委員会には、委員のほか委員長が必要と認め出席を要請した事務局の役職員が出席すること

ができる。

(審査選考の方法)

第6条 母子保健奨励賞受賞候補者の推薦活動の審査及び受賞者の選考は、別に定める母子保健奨励賞受賞者審査選考基準に基づいて行う。

2 委員は、母子保健奨励賞受賞候補者の中に、対象となる母子保健推薦活動が自己の協力したものである場合その他特別の利害関係がある場合は、その母子保健奨励賞受賞候補者の審査選考に加わることができない。

(理事会への報告)

第7条 委員長は、審査選考結果を一定の期間内に理事会へ報告するとともに、理事会の要請があるときは、理事会に出席して、その審査選考理由を説明しなければならない。

(委員の責務)

第8条 委員は、母子保健奨励賞の受賞候補者の推薦活動の審査及び受賞者の選考を公正に行い、審査選考の過程、内容及び職務上知り得た個人情報等については、審査選考結果発表前及び審査選考結果発表後とも、他に漏らしてはならない。

(事務局)

第9条 委員会の事務は、この法人の事務局が行うものとする。

2 事務局は、この法人の事務局の役職員若干名をもって構成する。

3 事務局の役職員は、委員会の会議その他事務処理を通じて知り得た審査選考の過程、内容及び職務上知り得た個人情報等については、審査選考結果発表前及び審査選考結果発表後とも、他に漏らしてはならない。

(議事録)

第10条 事務局は、委員会の議事について議事録を作成するものとし、議事録には次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数と出席数
- (3) 出席した委員等の氏名
- (4) 議事の経過及び結果

2 議事録は、非公開とする。

(補則)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。(平成24年3月27日制定)

附 則

この規則は、平成24年6月26日から施行する。(平成24年6月26日制定)

附 則

この規則は、移行認定を受け登記を行った日(平成25年4月1日)から施行する。